

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		旅館業の営業許可取消
根拠条例・規則名		旅館業法
条 項		第 8 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未設定 (理由：不利益処分をするかどうか問うの判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされている)</li> <li>・ 関連する法令の規定 旅館業法第 3 条第 2 項各号 (第 4 号を除く)</li> </ul>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		